

# 平成26年度 第2回 プロジェクトチーム・スリープレイ

## 議 事 録

日時/会場：平成26年5月20日（火）14:00～17:00 / 役場臨時庁舎3階会議室

出席委員：谷順二、平松勝憲、小島幹生、山田由理子、堀井美也子、

菊池和式、浅沼浩希、菊地直彦、関健太郎、沖山勝彦

欠席委員：壬生貴則、平野光男、穴原奈都、菊地健一郎

三宅村：吉田課長、北川係長、杉本（記録）

### 1. 会議の資料確認

当日資料：①検討課題分類表

②前回議事録

### 2. 村長報告と空き家住宅問題について

谷会長：今回は村長への報告、空き家問題、担当者の話を聞いた上での議論、次回会議に向けた話を。会議の最後にタブレットの方向性の話を。5月2日に村長へ25年度活動内容と26年度活動内容を報告。村長は連休中に見ておくとのこと。26年度活動の内容は総合計画のローリングに載せるのは後でいいだろうと、その前に足元にあるもう1ランクへりくだった部分についてもう少し話をしてほしいと。

北川係長：村長への報告が終わり今後の展開として、挙げられた課題は全庁・村全体で検討していきたいと考えている。今日は村営住宅と職員住宅の担当職員に来てもらい話し合いを行う。今後は各担当を呼び委員会と一緒に話し合いながら進行したい。

谷会長：前回の話の整理をしてから担当を呼びたいと思う。前回は住宅空き家問題について話し、既存であるもの（リフレッシュ館、学校、伊豆の避難施設、御蔵会館、村営住宅）について話した。個人の住宅は不動産屋ができたということで話が途中だったかと。検討課題分類表の下まではだいたい話した。その前に空き家を必要としている人たち（Iターン者やUターン者）が三宅に何をしにくるのか、その目的について話したい。結婚して島に戻ってくる地元の人や三宅が好きで住みたい人など色々な人がいて、その中から住宅がない、仕事がないという項目に分かれる。長期滞在の目的、住宅を必要としている対象者についてあまり話していないので、当たり前のことだがよく見ておかないと。

山田委員：退職を機にとか。

浅沼委員：単純に離島に住みたい人がいるのでは。都会から田舎へ、しかも島、需要としてはあるのでは。

谷会長：もう少し具体的にないか。例えば地元に戻り親と住まないUターン者、今は実家に

住んでいるが独立したい人。UターンとIターンしかない？Iターンでは、釣りで島に通っていて定年退職後に家を買うか建てるなりして釣り三昧がしたい人など、趣味と地域が合う人。三宅で農業、漁業がしたいなど三宅の仕事に興味がある人。

浅沼委員：見せ方では。来たい人にこういう暮らし方があるという提示の仕方だけ。本当に農業をしたい人はマッチングする場所を探しているだろうし。対象者はもっとざっくりとした人たちでは。

谷会長：セット売りではないが、空き家だけ探すのではなくて仕事とセットで…。

沖山委員：仕事が決まったが住むところがない、住むところは決まったが仕事がないとか。

浅沼委員：両方が決まってないと。

谷会長：大きい施設があれば学校を誘致し、寮のようなものも必要かと。前回、御蔵会館をシェアハウス等色んな形で使えないか話した。三宅島大学で使った際の実例は。

北川係長：(資料を参照)こちらに記載してあるのが三宅島大学で借りていた時の年間経費。村だけでなく向こうからも補助が入っていた。2分の1補助なので村の補助は500万くらい。これ以外にももろもろあるが、施設としてはこれくらい。

浅沼委員：家賃は月額12万くらいで9部屋。1部屋2~3万くらいでそんなに高い部屋代にはならない。

沖山委員：満室だったら1部屋3万くらいでそんなべらぼうに高くはない。現実的。

谷会長：個人では契約できない、村だからこそ貸したと？

北川係長：御蔵の持ち物なので。

浅沼委員：物件としてはいいのでなんとか利用したい。管理人室を含めれば10部屋。ただお題目がないと単なるアパート経営になって民業圧迫になる。目的、運用方法が大事。このまま放置しても寝たままになる。

小島委員：前回、村が借りても貸すのにどこかかまさないといけないという話がでた。

沖山委員：宅建の資格を持った人が間に入らないと。

小島委員：現実的には音丸をかます？

沖山委員：それも目的がしっかりしていないと、ただの貸しアパート業になる。

小島委員：それでもいいのでは。民間の賃貸は全部埋まっている。だから家がないという話をしているわけで。

菊地(直)委員：空き家ないし村営住宅が空くまでの仮住まいのような。

浅沼委員：契約ももっと簡単にして、賃貸アパートとは違う面を見せられれば。

小島委員：3ヶ月とか半年にして。メインターゲットは漁協の就業体験？

浅沼委員：そういうのもありにすれば農業系の就業体験も開発できるのでは？こういう箱が必要なことは確かだと思う。

谷会長：村営住宅に入りたい人(待機している人)が何人いるからという名目ではどうか。

浅沼委員：人口増とかにつなげる。人材確保が絶対に必要。バイトの人も入れていい。そこから雇用を斡旋できれば就職して定住の流れができる。正規雇用との中間にあるような立ち位置が必要。定職がある人はお金をだせば住める。住めない人たち向けに雇用ポストの空きが出るまでの期間として上手く使う。島でバイトが必要な

人たちも宿まで準備するコストはかけられないが、バイトの人たちは気軽に来たい。そういう人がたくさんいれば、正規雇用の募集があったときにつなげられる。

谷会長：なんとか人を集めて御蔵会館を使う方法はとれないか。例えば各企業から求人情報を集め、人も集めたという実態があり、それに御蔵会館を宛てがうような方法は？

吉田課長：宛てがおうとするから大変なのは。例えばそういうことをやりたいので村でそういう施設を作ってくれと。何も縛りがなくて一時的にバイトに来るという下宿のようなイメージで。

浅沼委員：下宿にすれば、利用の仕方は民間でも自然とでてくるのでは。

沖山委員：例えば夕景で短期的に借りる。人が入っていてもいなくても家賃は払っていて、バイトが決まればそこに入ってもらおう。

浅沼委員：そんな感じで人が流動すればいいのでは。バイトが正規雇用になってそこから抜けてと、上手く回転していけば人口増につながるという理屈は成立しないか。

沖山委員：極端だけどその縛りをはっきり決めれば。

谷会長：話は反れるが住宅の斡旋はあったとして、仕事とセットに。音丸にはペンション音丸があり1週間ほどの仕事はそこに泊まる。管理人がいて食事もでて言わば飯場。そういうのを必要とする企業は当然ある。

菊地（直）委員：学生とかでもバイトに来たいが下宿までやっているバイト先はない。

浅沼委員：バイト募集する側にとって住環境がいいのはアピールになる。

沖山委員：間口は狭いが使い勝手は良い、というような。

谷会長：それをまとめるような企画はできないか。

浅沼委員：それは我々より職員の方が上手そう。

谷会長：例えば婚活のときに島ぶらコースと婚活コースという話がでた。定住促進の名目で体験ではないが島に来てちょっとバイトしてというようなパッケージングを。ふれあい交流事業にはそんな要素も含まれていたわけだから。

沖山委員：そこを住まいにせず、ある程度経ったら出なくてはいけない。そうしないと回っていかない。後が詰まったらまた同じ。

吉田課長：御蔵会館で考えるから難しくなる。そういう空間があればいいわけで、下宿のようなものがあり、共同食堂があり、最大3ヶ月は滞在できると。住宅と仕事がセットと言っているのだから、三宅で少し働いてみたい人が入れるような。

浅沼委員：両方の需要はある。短ければ短いほど島に来る人にとってハードルは低い。

吉田課長：結局、保障の問題で村がやってもどこがやっても金をとるかからないか。住環境が整っていないと共同の調理場などでもいいならとる額はたいした額にならない。

小島委員：冬の時期はそこを土建屋が多く確保したりする場合がある。かなりコストカットになるので。農業・漁業の体験など縛りがないと。

浅沼委員：建設業だけ外すとか。

吉田課長：建設業は人がいなければ仕事にならないから自分のところで何とかしてもらおう。

浅沼委員：1～4月はバイトも来たくない時期なのでちょうどはまるかも。夏場はちょっと来てみたい人で、冬は土建の人が埋めて。それで全体がうまく回れば。

谷会長：定住希望者に縛りをかければいいのでは。

沖山委員：そうすると短い方がだめ。2ヶ月で帰っては駄目だよというような。

谷会長：職人のような技術を持った人がくるのではなく、純粹に三宅で就職したい、そのために技術を覚えなければならないという人たち。ワンクッションあると違う。それはふれあい交流事業でもできるし、別で企画を立ててというのもあり。下宿のようなところに入って就労体験をして、そこから他の仕事や住まいに流れていく、という定住促進のための企画。

吉田課長：避難施設が使えるといいのだが。

谷会長：前回、避難施設は委託になっているので我々が口をはさむところではないという話になった。この前野球のチームが泊まっていたが、どうすれば使えるのか。

吉田課長：災害に対する避難訓練を島の人と一緒にいうという名目がある。一般の宿泊施設から文句がでると困るので、込む時期しか入れていないはず。

菊池委員：防災施設なので防災に絡めて活用し、宿泊するのは可能。

谷会長：防災体験ツアーのような。

吉田課長：皆さんの提案からすれば下宿的なものがあり、三宅で定住に向けた仕事を3ヶ月しませんか、その間いくらで貸しますと。共同スペースを設ければ会話もできる。

沖山委員：一回雛形にしてみてもは。

吉田課長：村営住宅の場合は所得制限や三宅村で働く場所があるか等制限があるが、そういうことはなしにして。

浅沼委員：定住に向けた施設だと明示するだけでいいのでは。利用方法は上手く運用して。

沖山委員：あんまり極端なものは跳ねてしまえば。

谷会長：空き家住宅問題から少し離れたが、そこへいくまでのステップとして定住促進用の仮住まいのようなものを。この企画が通れば逆にこの施設を使おうという案もでてくるかもしれない。仕事もリンクし、短期だけれどふれあい交流事業も一緒なわけで。次回までに企画の雛形を作って議論する。

吉田課長：民宿でもう営業してないところもあるので、食事はだせないがスペースだけは使ってもらって、という考え方も一手。そこに入ってどこの売り子でもいいのでやって、この島に住んでみたいという人の第1歩の足がかりにしてもらえれば。仕事が決まれば村営住宅に入ったり、空き家を探してもらったり。1日6～7千円も払う通常の民宿では体験は無理。箱だけ貸すので安くしてというのはありでは。

浅沼委員：おばさん一人で廃業している民宿の部屋とかも使える可能性もある。民宿だけどハードルを低くする。そういうことに助成金もありそう。

吉田課長：それもそうだし、村が良しとすれば村の単費でだしてもいい。

山田委員：場所はあっても体力的にできない場合は人を雇うとか。民宿経営体験のような。

小島委員：民宿は後継者がいないといっているのだからあり。

谷会長：ではその後の定住という部分で個人の住宅と空き家について。それから58年の噴火の際に建てた岡掘・二島・釜根住宅の土地の期限が切れる。そこを貸すとか。

吉田課長：30年契約というのは土地に対する村と個人の賃貸借の契約で、双方疑義がなけ

ればあと5年は契約が続く。購入できない人も当然いるので、その場合は継続しなければならない。村としては払い下げる方向で動きたいので準備を進めている。空いた土地は村が国に支払って村有地にすれば利用価値はでてくる気がするが。亡くなって家だけ残っていると、今ある空き地はなんらかの手続きを村がしないと。

谷会長：空き家バンクはどこでやっている？空き家がないか聞きに行くの？

北川係長：企画情報係で。基本的には申し出があったものをHPに掲載する。あまり深くすると宅建法に…。

吉田課長：個人が申し込んで音丸さんが全て行うかたち。今までは窓口がなかったの。一時投資が大きいので貸したくても貸せない、直してまで貸せないという。

谷会長：もっと攻めのスタイルできないか。前回の空き家バンクは1件だけだったので、待っているだけでは…。

北川係長：宅建法で役場からは聞きにいったりできないので。

小島委員：資格のある音丸なら一軒一軒当たっていける。

沖山委員：役場が借りると募集してみても。国が民間住宅を活用した借り上げ公営住宅ガイドラインというのを調べた。個人だと縛りがあって借りられないという話をしていたので。

吉田課長：それは新築で建てさせて借りる形。名前が借り上げ住宅となっているだけ。公営住宅がないところは村などが借りて貸している。村が介入して貸すとなると、火災の問題などすべてクリアしないとならないので中古住宅ではほぼない。

浅沼委員：そういったことをクリアした造作を作ってもらって借り上げるという流れ。

吉田課長：それを目的に企業が建てて貸すという商売が成り立つと。

沖山委員：管理業務の話になる。

吉田課長：公共団体に貸せば決まった額が入るので建てた方は利回りが計算できる。避難している間もそういう話がでたが当時はなかった。村が借りてしまえば空き室でも家賃は入る。修繕も村が行うので、貸し手としては安心していられる。

浅沼委員：村としては一挙に税金が出て行くのを回避できると。

吉田課長：自己負担金が。土地の登記もされていない、境界線も確定されていない、下手をすれば家の登記もされていないということが三宅の場合は多い。島に帰ってこないで処分したいという話も聞く。

谷会長：我々の立ち居地でできることは基本的にないと。定住促進に向けた企画を立てるしかないのでは。逆に他に何かあるか。

小島委員：さっきの話で岡掘・二島・釜根住宅の土地の期限が切れるから、そこに一気に作れると。もしこれをするなら他にもあるはず。

吉田課長：村有地は調べればすぐに分かる。坪田小学校のグラウンドや伊豆の保育園の跡地などに、一時的な施設を集合5世帯ぐらいで建てるとか。良い考えではないか。

谷会長：就職難の世の中なので呼ぶのは簡単。箱物を使って短期で住宅（下宿）を上手く提供する企画を練るまでは簡単。その後、一定期間の後に出てくださいという時に音丸や空き家バンクなどの受け皿ができていのかも話しておかないと。企画はいく

らでもできるが、そこがないと縛りがつけられない。

浅沼委員：最後の縛りがつけられない。初めてしまい最後の縛りはなしにして、出られないがその中で回っているという状態まではもっていけるが、定住先がない。

吉田課長：漁業体験に補助して等になると魚民だけという縛りになってしまう。商店主でも観光業でもいいと思うので定住してもらえれば。制度資金を使わない方法ですれば、色んな職種を体験させることができる。例えば村にあげてもらって、5千万くらいの木造で建物を作り、間口を広げる。

浅沼委員：多目的な住宅という形で。村営住宅は縛りが多いので。

吉田課長：民宿は食事を提供するのが大変らしいので、そこにただ住んでもらって食事は自分らで作ってもらえば。

浅沼委員：短期でも長期でも人がいることの方が大切。そこを最優先に。

吉田課長：短期的にでもそういう部屋が20室くらいあって、常に満杯であるということになれば良い。次の「定住」に可能性も高い。

浅沼委員：その人数が集まれば住宅供給のプレッシャーにもなるので膨らまずしかない。短期需要でも集めた価値の方が大きい。

谷会長：集める時のうたい文句で、一定期間経った後に「では村営住宅へ」といったときに空きがないとなると嘘になる。

山田委員：村営住宅は定期的に募集がでるので、ちゃんとそれに応募していれば6ヶ月という縛りは無くして延長できるようにすれば。

小島委員：あとは働く場所を斡旋するだけでは。

谷会長：企画は面白くできると思う。企画がよければ村で新築できなければ箱ものは御蔵会館という手もある。音丸不動産を使ったりと方法は色々あって難しくないと思う。

関委員：色んな可能性も含めてスリーステップ目は濁して。村営住宅に入るパターンや民間の住宅に入るパターンなど色々あるよと。

浅沼委員：まず御蔵会館とかでやってみて、廃業民宿とかも候補として増えてきてと。横のつながりを。

北川係長：島しょ振興公社の農業研修で瀬戸内海のレモン農家を視察した。そこは国から補助事業を受けて1年研修という名目で入る。1年経って定職に就けなかったら3年まで延長。農林水産で決まった期間なら研修施設に居られるという補助制度は国も都もある。離島は住宅問題がでてくるのでそこをセットにできないかと再三言っているが定住の部分はできないと。補助制度はあくまで仕事の領域でしか考えられないと。それを超えるためには公営住宅（村営住宅）だが、所得制限が出てきてしまうので。たしか八丈は単費で住宅を作っていたと思う。

沖山委員：一定の整理がきつ々あるので、シンプルに形にしないと次に進まない。

浅沼委員：満室でランニングコストも上手く回っていて赤字にならないなら、いくら延長してもリスクはないのでずっと住んでもらってもよい。

谷会長：まとめると、住宅空き家問題についてはそれなりに話した。リフレッシュふるさと館は前回の話し同様、委託なので我々の話すべきところではない。朝休憩施設は観

光協会に依頼文書を提出。Iターン者がいつでも移住できる住宅環境の整備については先々の問題はあるが短期滞在型施設で賄えると。短・中期というのも同様。既成施設利用・空き家の借り上げについては音丸不動産があり、我々は応募者を集めることはできるかもしれない。建売物件を建てる、御蔵会館の改修などについてはこの短期滞在型施設の今後によって結びついていく。

～休憩～

### 3. 村営住宅と職員住宅について

谷会長：職員の方の浅沼さん、寺澤さんから自己紹介を。

浅沼職員：総務課人事係長浅沼です。職員の給与や福利厚生などを担当しています。

寺澤さん：地域整備課環境整備係で村営住宅と昭和58年の噴火の際にできた防災集合団地(岡掘・二島・釜根)の維持管理を担当しています。

谷会長：(スリープレイの概要説明)色んな問題をヒアリングシート等通じて出し、その中で空き家住宅問題が上がってきた。活動の中でふれあい交流事業として婚活を行い、その時にも島に住みたいが住宅がないということに直面した。これまで行ってきたことや問題を整理したところ、早急に空き家住宅問題へ取り組む必要を感じ、また、人口増加にも協力したいという考えから、現在この問題について集中的に議論している。その中で我々住民側(民意)と役場職員が思うことには多少の誤差があり、疑問点や不明点について法の縛りや予算による用途の縛り等、専門の知恵をお借りしたくご参加いただいた。今日とくに話したのは空き家住宅問題で、今ある既存の建物についてはそれなりに議論してなかなか難しいということが分かってきた。今後は定住する前のステップで3ヶ月、6ヶ月と短期的にどこかに住み、その後定住する住宅に移るといふ、設備を備えた企画をしようという話がでてきた。今後それについて雛形を作って議論していく。空き家を探すことは資格の問題や空き家バンクもあり、入る側の斡旋をするような企画・短期滞在型施設みたいなのはどうだと。企画が通れば新築するもよし、御蔵会館を改修するもよしという話で収まった。前回話が止まったのは箱物の中で村営住宅と職員住宅、職員住宅は職員が住むものだが、だからといって住むところがないと。リフレッシュふるさと館、伊豆の避難施設、坪田の学校、御蔵島会館、雨風しのげる大きい施設については話したが、その中で村営住宅について不明点が色々あり、現在の村営住宅の概略について説明をいただきたい。我々と管理者との認識の差はだいぶあると思う。我々には「皆が入れず困っている」という感覚しかない。

寺澤職員：現在の管理個数は210戸。この他に沖が平と三池に9戸あるが使用しておらず来年度解体予定。募集は空室がある程度出た段階で年3～5回ぐらい行い倍率は2倍～3倍。応募者の内訳は3割がI・Uターン者、3割が生活保護受給者、残りの4割が色々事情のある人。村営住宅の戸数は人口が三宅の約3倍の大島と

同じ位で、三宅島と同じ人口規模の新島や神津島は100戸前後。2回噴火があった関係もあるが人口に対しては多いかと。維持管理費は年間約3千万弱、加えて15年に1回程度大きな改修があることを含めると年間約8千万の維持管理費。

谷会長：それだけ多いということは今後増やす見込みはなく、財政面からも建てられる状況ではないと？

寺澤職員：はい。管理している側としては人口の割に多いと率直に思う。

谷会長：3割のI・Uターン者の内、応募して外れたためI・Uターンをやめた人はいるか。

寺澤職員：分からないがおそらく寮に入ったりすると思う。村営住宅が外れたのでやめて向こうに戻るといった人は聞いたことがない。

浅沼委員：9戸解体とのことだが、老朽化した施設の払い下げはないのか。払い下げても住宅自体は供給されつつ管理費は下がる。売却利益も出るわけでその辺のコストバランス次第では、例えば2戸売却して1戸建築という収益の取り方もある。

寺澤職員：住めるよう修繕するのにいくらかかるか見積りをとったが、新築するくらいかかると、そのままでも維持管理費はかかる。人口に対しても多いので（解体する）。かなり老朽化しているので買う方がいるのかと。

小島委員：それは別にしても売却できるのか。補助金で建てているので売却できないのか、それでもできるのか。

寺澤職員：手続きを踏めば売却できる。ただし、補助金の何割かを返還しなければならない。

浅沼委員：売却というやり方もあると。

寺澤職員：はい。

谷会長：9戸はどこに？

寺澤職員：沖が平は民宿蔵王壮の少し山側。三池には2棟（2戸ずつ）。

浅沼委員：建物は別として敷地の売却は？今後もう建てないなら宅地の地目のまま放置するより土地だけでも売却した方が税収も増加し、村営住宅の管理費の補填になる。造作物ありの状態であれば解体費も浮かせられるかと。

寺澤職員：もちろん可能。

谷会長：住宅に入るのに所得制限があり、たいていはそれよりも所得が上。入居できたとしても住んでいるうちに収入が上がり、前年度の収入に応じて家賃も上がる。ある程度上がったらもうそれ以上上がらないのか。

寺澤職員：場所や広さ、築年数による。現在、最高で10万を超える家賃の人もある。三宅村は条例を変え、基本的に一般世帯は所得が21万4千円以下、裁量階層世帯（高齢者や障害者、三宅の場合は子育て世帯）は25万9千円以下の所得であれば入居資格がある。一般的には15万8千円で三宅村は高く設定している。地域主権一括法（各自治体の裁量に任される）により、法律改正前は20万だったので、三宅村はそのレベルまで上げて21万4千円になった。そうしないと入居者の中でも引っかかる人が多く、民間の賃貸住宅も少ないということもあり増額した。

谷会長：10万円の家賃を払っているという情報は絶対に出ないので、島の中にはあの人はあれだけ貰っていて入れて、なぜ自分はこれだけしか貰っていないのに入れないのか

と知っている人が多い。

菊地（直）委員：村営住宅は借りているが実際は住んでおらず東京にいるという人は？

寺澤職員：少し前はそういう人もいたが全員退去してもらった。

谷会長：一時前に退去しなければならない人たちがいたが、それはそういう精査をしたのか。

寺澤職員：それは23年から割増家賃を導入したため。例えば近傍同種家賃（簡単に言うと周辺の家賃相場）が10万で、村営住宅の家賃は所得に応じて2万～3万、その差額7万は公的補助という形だったが、法律が変わりある程度所得がある人はその補助が受けられなくなった。その割増家賃により家賃が最高で10何万という人がでてきてしまい、退去しろとは言っていないが結果的に退去という形になった。一般の住宅を構えている人と不公平になるのでそれは仕方がないのかと。

菊地（直）委員：今は210戸あり、募集の7戸を除いて100%使用されていると。

寺澤職員：はい。

谷会長：村営住宅は建てる際に村と国と両方の費用を出すわけだが、定住（または住宅）を増やすということに関し、村の住宅担当として民間ではなく行政的にできる手法など何か良い方法はないか。例えば村が補助して民間にやらせるという方法とか。

寺澤職員：それはできると思うが、公営住宅担当なので村全体の住宅問題となると…。

吉田課長：村営住宅は所得に応じて家賃を上げているため15万、20万も払うようになってしまう人も中には出てくるが、低所得者でない人は早く家を建ててという促進のためには今の制度の方が正しい。昔は低所得者で給料が上がってもそのままだったが、いつまで経っても出ないので見直しに。今は入れ替えが激しい。210戸というのはこの人口では最多で、こんなに公営住宅の多い島はおそらくない。

菊地（直）委員：所得制限について、例えば子供が何人かいて親が共働きで、夫婦で40万を稼いだりすると引かかるのか。

寺澤職員：世帯収入で、そこから子供1人につき38万とか控除されていく。

菊地（直）委員：知り合いが三宅で仕事をしていて、子供を連れてきたいが家がなく、村営住宅に応募したいが所得制限があり、しかし算定方法の詳細な情報が出ていないと。自分の収入が入居資格にある収入基準以下なのか以上なのかどうやって出せはいいのかわかりづらく、その辺が不透明。

寺澤職員：収入から諸々引かれて所得になり、そこから色々控除していく。障がい者であればいくら、寡婦であればいくら、子供1人に付きいくらと。月額ではなく年間で。

小島委員：三宅村の住所がないと入れない？

寺澤職員：住所か勤務先（予定でも）があれば入れる。

小島委員：向こうにいるときの所得ではもうおかしな話になる。

吉田課長：しかし法的には前年度所得なので。

小島委員：それで入れないのは仕方がないとなってしまう。三宅に来て月5万しかもらえなくても前年度所得でもう入れないという。翌年は入れるかもしれないが。

寺澤職員：職場が決まっていれば、これぐらい払うという勤務証明書などを出してもらって算定するケースもある。ホームページに計算方法の例を掲載する。

吉田課長：でも基本ありえないのでは？生活していくのだから必ずどこかで所得証明は出せるはずで、まるっきりなければ全員入れてしまうので。それはないのだから。

浅沼委員：だから1年我慢しろということで、やはり中間施設が必要になってくる。

谷会長：前回の会議で出た疑問点は大体聞けた。要は、待機している人数がどうなのかというのが我々の知りたいところで、そこだけがメインではないが実際に待機する人がいても三宅から出ずに住んでいるような現状がある。次からはというか、我々がそこでどうこうしろということではなく、例えば今後、短期滞在型の施設をなんらかの形で企画して出来あがった時に、そこからスライドできるかどうかという部分で、おそらく今後何かまた出てくるのだろうと。だから今は責めを負う必要も地域整備課にはないだろうし、実際そうなったときに器として追いついていけるかと懸念される場所だが。要は人口促進のためにスリープレイがすべきことは結局人口を増やすために東京から人を呼び込むという行為をするわけで、そのために一時的な受け皿を作り、でもそこで甘んじてしまったら次から増やせなくなってしまったのでどこかにスライドするような、ということで今後3年か5年か10年か分からないが、多くなってもそこで苦勞してやってもらうことが一番いいことなのだろう。でももしかしたら、大島と同じ規模で人口に対してすごく戸数が多くても、それだけ人口が増えるというありがた迷惑な事になれば一番いいのだろうが。今後の三宅がそうならいけば。変な閉めですが。では浅沼さんから村の職員住宅について、まるっきり駄目なら駄目で話は終わるのですが。

浅沼職員：駄目です。職員に貸すのが大前提でそれは規則で定まっている。住宅自体も空いておらず、今空いているところもあるが現在職員募集を行っており、その人たちのために空けておかないといけない。

浅沼委員：職員住宅には所得制限はないのか。

浅沼職員：ないです。

浅沼委員：それは問題では。なぜ村営住宅に規制をかけて職員住宅には規制をかけないのか。あって然るべき。何年住めるのか。

浅沼職員：5年だがその都度更新はできる。

浅沼委員：やはり職員住宅に関してもさっきの村営住宅と同じ手法を導入するしかない。それこそ不公平感がないか。一般常識と公務員の常識のずれ、こういうところは指摘した方がいいのでは。寺澤さんと意見の出方が違う。さっきは21万で多めに設定しているというかちっとした答で、浅沼さんは所得制限がなくて更新もできますと。ちゃんと精査すれば5年を超えて住んでいる人もいるのでは。納税証明とかの情報も村が持っているだろうし丸分かりで、ぱっとやってそれに従えなければ公務員として問題。少し考えて。そうすれば少しは枠も広がるのでは。

小島委員：家賃はどうやって決まるのか。

浅沼職員：「三宅村職員住宅の設置及び管理に関する規則」で決まる。条例より下の規則。

吉田課長：国に準用しているのでそんなに大きな開きはない。国家公務員は素晴らしいところにもっと安く住んでいる。なんというかこれこそセット。東京都の場合は東京

都の福利厚生施設の中の一環なので、民間を借りる時でも支庁が借りて職員に貸すことができる。東京都が借りるので貸す個人は安心。村が一番困るのは村の場合はそういう施設ではなく自分で住宅を用意しろという話なので、村が探しても支払い個人。そうすると貸す方は保証人の関係で信用しない。そこは少し問題。

小島委員：職員住宅に入っている人でそんなに高所得者はいないのでは。

浅沼委員：さすがに高所得者は申し訳なくて家を建てているだろうと？

小島委員：それは分からないが。

谷会長：今、空いている実情があればだが満室なので。空きが多いなら話すネタにもなるが。

関委員：職員住宅は職員募集中だから空けていると。極端な話、村営住宅もIターン者用に2、3戸空けておくことはできないか。

谷会長：村営住宅の一部をIターン者用の住宅として確保しておくことは用途上できないか。

寺澤職員：公営住宅としての用途廃止の手続きを行い、公営住宅ではなく完全に村で管理する村営住宅ということにすれば可能。ただし補助金の返還は発生する。

谷会長：余っていればそれもいいが、常に倍率は2～3倍あるので。

菊地（直）委員：募集して余るくらいの状況でないといけない。

小島委員：そもそもなぜIターン者にそんなにパワーを使わねばならないのか。既に三宅村で働いて住んでいるが、入りたくても入れない人がいる中で、Iターン者がどんどん先に入れるのは不公平。難しいところ。

沖山委員：抽選で決まるのか。

寺澤職員：はい。

谷会長：都の職員住宅も現状は同じ？

浅沼職員：村も職員住宅が足りず、都に村長名でお願いしたが断られた。

沖山委員：今は昔のように民間住宅に住んでいる人もいるのか。

浅沼職員：民間住宅に住んでいる人もいる。民間住宅も15件くらい探したが。

谷会長：逆に職員住宅をもっと増やすことはできないか。職員住宅が増えれば村営住宅に今入っている職員が移り空きもでる。民間も空きがでる。

浅沼職員：財政上できない。

菊地（直）委員：予算を工面できれば建てられるのか。

沖山委員：村営住宅が建てられないのに職員住宅は増やせない。

浅沼委員：公務員の住宅ばかり建てると文句がでる。村営住宅に村職員が住んでいる現状は。

寺澤職員：全島避難から帰島した時の流れで、まだ住んでいる職員は数名いる。

浅沼委員：打開策は家を建てろという方針を強く打ち出していくしかない。

谷会長：結局そこまでしても住宅が足りない状況には変わりがない。センスのない質問で申し訳なかったが、この辺の話はとりあえずOK。お忙しい中ありがとうございました。前回の会議で不明な点が相当あったが2人の担当職員が一生懸命説明してくれたので答えがだいぶ出た。この話しを疑問に思っている人に話してもらえると変な誤解も解けていくと思うので、その辺の協力もお願いしたい。さっき話にでた期間限定の短期滞在型施設（仮称）については「仕事」の話とリンクすることが多いと思う

ので、仕事の話の議論した段階でこの短期滞在型施設の雛形を作った方がいいと思う。もちろん雛形の粗方の準備は自分と事務局で行う。

浅沼委員：その方がランディングはソフトになる。人が集まらないということは避けられる。

谷会長：結論として、空き家住宅問題は粗方議論したがなかなか難しい実情（今の箱物には色んな縛りなどがあったり、それを曲げて村営住宅、職員住宅といっても敷居が高すぎたり。）があり、空き家住宅問題は時間を掛けて解決するべき。我々が出来ることは短期滞在型施設を企画することで定住促進はできるという着地点でいいか。

杉本；インターン施設というのはどうか。就職前にその会社の業務内容や雰囲気が見られるインターン制度があるが、会社を島に例え、島内の仕事の種類や生活を試せる「三宅島インターン」のような。実際に他島でそういったことを行っているところもある。

吉田課長：どこがやるとか色々あるかもしれないが、それなら廃業している民宿も結構役に立つ。もしかしたら民宿を始めるかもしれないし。昔でいう下宿のような、全部自分でやってもらいその分安くすればいい。

谷会長：仮の着地点として「インターン施設」ということで。

#### 4. 仕事について

谷会長：次回に向けて「仕事」の話。仕事に絡む質問があればまた担当職員の知恵を拝借したい。実際の就労体験として漁協の実例を。短期研修（3泊5日）で午前中は沖に出て午後は学習を行い、そこでいいなと思った人が長期研修に参加。長期研修では漁協が借りた空き家に研修生が住み、1年間の契約で現在2名。1人は昨年11月からで半年経ち、給料は村の補助で10万5千円。最大1年延長でき2年間は船の売り子として働きそれ以降は自分でという事業。これで空き家を2件使っている。

北川係長：村単独での事業で、国や都から補助金はでていない。

吉田課長：長屋をやってくれる人がいるかどうかが問題。やりやすくする環境の補助など何かしらしないと。スペースがあれば人は来るか？

谷会長：住むところはさっきの話で企画するとして実際に企業や個人事業主にどれだけ求人があるのかのリサーチが必要。

浅沼委員：組み合わせなら仕事が先。仕事を決めて住まない。来て仕事がないのは。

菊地（直）委員：受け入れ先をまず探す。そういう場合、漁業のように村の補助はある？

浅沼委員：ものによるのでは。農業系でそういうことをやるなら企画は単体で。

吉田課長：ただ、漁業系は土台が海で漁師と一緒にその船に乗っていれば習得できるが、農業はそうはいかない。例えば大手で経営している母体があり、そこで経験させてもらうというのが第1段階。次に農業をやるとして土地が借りられるかという話になる。農業は受け入れる母体がないのでは。

谷会長：漁協の事業を通じて思ったことは、いきなり呼び込むのは危険なので短期研修はすごくいいなど。実際、短期研修3回に15～20人が参加し、結局三宅に来たいというのはその中で3人だけ。厳しいところも全然見せず逆にこんな甘い研修でいい

などと思うくらい。研修生がもつのは三宅までの交通費だけでそれ以外は全て補助で賄われ実際に旅行気分の人もある。漁業就労者フェアに行き観光がてら研修にばかり行っている人も本当にいる。極端な話、海が好きで色んな所を見てどこも手取り10万くらいの給料で、この就職難の時代に色んなところを渡り歩いて来たという人も実際にいた。なので短期研修の中でそこを見極めなければならない。他の業種にしても短期研修に入る前にふれあい交流事業のようなもので1回三宅の実情を見せ、研修というか就労体験、滞在型に入る前にワンステップがあればだいぶ違うのでは。例えば入る期間を6ヶ月間と決めても、三宅で何かやるという相当な意思や覚悟ないと6ヶ月もたない。10人用のインターン施設を作っても1回の応募で10人来て、その後6ヶ月やらなくていいかということと空きがかなり出ると思う。そうならないために短期をやらなければならないし、あと中には仕事はなんでもいから三宅に来たいという人いるだろうし、全く技術がない場合、あまり中途半端でもいけないが、例えば農業や漁業といった色んな幅のある体験メニューを組まなければならない。あとはそれだけ幅があるよう、色んな企業の求人、要は需要と供給のバランスを合わせないとなかなか難しいのでは。漁業の長期研修では2人来ているが、実際はもう1人いたが1ヶ月で帰った。短期研修で見てきたにも関わらずイメージと違うと。引っ張ってくる人材も選ぶ…と言うと意味合いが違うが。

菊池委員：数打てば当たるという話になってしまう。

浅沼委員：あまり1つに集中してやるとボロボロ抜けてしまうので同時進行で色々な種類をパターン化していった方がいい。これだけのためにというのではなく、アルバイトの宿舎として使いたいという利用までも含め、アルバイトも雇用のところで対外的にやる。ある程度の一定期間があり、正規雇用の情報も同時にその場所に掲示されていけば流れはでてくるのでは。就労体験とか研修の部分と、短期アルバイトたちの短期の居場所というだけの機能であっても別に構わないのでは。利用率は高まる。

谷会長：広報みやけで打ってみようか。三宅で求人アンケートのような。どれくらいの人かどれくらいの人たちを欲しがっているのかという。

沖山委員：商工会に聞けば早い。

谷会長：それがリサーチできているのといないのでは全然違う。各業種でどのくらいの雇用枠があるのかという下調べは必要。

菊地（直）委員：違う話だが、漁協は村が予算をつけて月10万の給料だが、その予算付けは農業はできるが民宿業はできない、土建業はできるというのはあるか。

沖山委員：暗黙の了解である。

浅沼委員：農業の場合、就農初期の段階は150万ぐらい所得保証する制度がある。就農するベースが組めれば農家としてその150万が確保されるわけで、10万の給料と同じような感じでは？

谷会長：農業研修もという話が昨年春くらいにあったが農業は手法が少し難しい。教える側のメリットが少ないので受け入れ枠がないのが一つの問題。極端な話、漁業は一緒に連れて行けば竿が1本のところ2本になり、コツを少し教えるだけで自分の収入

は倍に。それがメリットで1人は完全に生き残っている。農業に関しては収穫時期もあり、受け入れ調整が難しいので研修は上手くいかないと聞いたことがある。

浅沼委員：産業規模、事業としての大きさがある程度ないと受け入れられない。

吉田課長：研修場所がない。例えばシルバー人材センターが公共の仕事だけではなく、自分のところでハウスやアシタバ農園を行い、人を雇って出荷して賃金を払うという事業系になっていて、そういう圃場があればいつでも受け入れられるが。もし農業をやるとすればそういう圃場の整備をするのか。あるいは坪田にはアシタバを栽培している高齢者が多くいるので、いくら稼げるかは分からないがそういうところでアシタバ経営をするか。基本的に漁師のフィールドは海なので組合員が漁業権の問題を良しとすれば何でもできる。畑は空いてないしなかなか…。

谷会長：切り口の一つとしてそういう補助事業はあるのか。ふれあい交流事業になるのか。もう少し長いスパンのものはないのか。調べてみよう。

吉田課長：農地をそういうことに使えるかということもある。変な風に使ってもいけない。農地の貸し借りの事業もあるのでそれを活用するのも然り。とにかく受け入れる体制がなければ無理。

谷会長：漁業は一隻でなくてもいいので簡単だった。組合が受け皿なのでぐるぐる回せて遊ばせることもない。例えば農業だったら農協がまとめて、この時期はここ、この時期はここ、アシタバ、キヌサヤ、薬物と粗方分けて選べればいい。

菊地（直）委員：農業に固執した話ではなく予算で補助ができるかできないかの話。例えば農業体験をしたい人を菊地農園で受け入れることはできるが、生活できるだけの給料は払えないという場合、役場がその辺を工面できるのかどうか。業種に関して。

谷会長：それは次回の会議で聞いてみよう。でも農業研修もやるような話はしていた。

浅沼委員：農業は助成金がいっぱいあるから。

菊地（直）委員：それができるなら夕景で給料は出せないが人手が欲しい場合、そういう補助を使って1人入れるとか可能なわけで。

小島委員：言いたいことは分かるがそれは無理だと思う。

沖山委員：結局個別案件で公共性がない。

谷会長：一次産業は手厚く、まとまりがあると、という。大雑把に分けると漁業があって現行やっている、農業も組合あるのでもしかしたらその方法もある。観光にしてみれば少し性質は違うが観光協会があって、まとまりというか公的な部分もあるので。民宿なら5軒で組んで団体を立ち上げるとか。補助金を受けてやるならば。商工会と観光協会と漁協と農協という部分でまとめ役があれば我々もやりやすい。

菊地（直）委員：人員を募集していると掛け合ったときゼロだったらこの話も没になる。

谷会長：なので事前のリサーチが必要。あとは実際に集める時に、例えば漁業の場合は漁業者就労フェアがあるが、農業者就労フェアがあるのかどうか。島じまんとか愛ランダーなどでそういった告知を打てるのか…とか。

吉田課長：一つずつやっていけばいいのでは。例えば「新鮮な魚介類の提供」でお魚センタ

一を拡大するとして従業員が必要だがどこから確保するのかという話を前回していた。村が助成するなりして、とりあえずその従業員として働いてもらい、その経験者は民宿の調理場に入ってもらおうとか。そういう風に埋めていってはどうか。野菜も売るのでしょ。

沖山委員：センターで野菜の直販所も作った方がいいという話もあった。

吉田課長：魚だけではなく何を売ったっていい。サンダルも売っているし。

谷会長：お魚センターはどこの持ち物？

沖山委員：漁協だが建物は村。

小島委員：魚しか売ってはだめなのでは。

北川係長：最初はそうだったが緩和され、一次産業全般の販売は一応OK。タラノ芽とかアシタバとかも売っていた。

小島委員：トウモロコシとかお魚センターで売っているものをここぼーとの2階で炭火で焼けばすごく儲かる。調理料一品100円とかで。

沖山委員：センターには違う問題もある。

吉田課長：いずれにしてもそういう事業で、島の産業、例えば買い物ができず困っている高齢者もいるわけで、商店などが集まって移動販売車で売るとか、色々あるのでは。村としては補助制度等にこだわらず言ってもらいたい。役場の人間は制度がどうだとか公共性がとかから攻めてしまうのでいい案を落としてしまう。この委員会ではそういうのを無視した発想がいいのでは。あれには出せてこれには出せないはずはないというのは、それはそれでいいのでは。人を呼ぶのに3ヶ月いても食べられないのであれば宿はその施設のような破格のところにして、一部村に助成してくれとって3ヶ月だったら宿代くらいは払いますとか。やり方は色々ある。

浅沼委員：色々な産業織り交ぜて繁忙期を組み合わせ、12ヶ月で全部体験させればいいのでは。1~3月は建設業とか、全部を見て、さあどれを選ぶと。

吉田課長：結果、島に人が残ればいいわけで。

菊地（直）委員：まず島内でどこの会社とかで人手が足りないか、聞いてからでいい。

小島委員：それかいつ人が足りないとか。

浅沼委員：上手く産業をミックスして構築できれば、いつ来ても半年間でどれかに当たってぐるっと回れる。おもしろいかも。

吉田課長：もしかしたら夕景に行っていて磯釣りしているうちにガイドになるかもしれないし。だから島に来て3ヶ月は村が宿は提供できると。観光協会かもしれないが。

浅沼（浩）委員：就業体験メニューとしてはあり。おそらく需要と需要同士だからコスト自体も企業側が出すような流れで回ると思うので費用もかからないのでは。

小島委員：土建業の場合、夏は漁師をやってもらえばその間は給料が発生しない。冬場は日当で働いてくれるのでありがたい。

浅沼委員：それが多くいけば産業上のWINWINがでる。間はゼロコストで、期間的にコストを払うわけで助成はいらないのでは。

吉田課長：給料を払うわけにはいかないが、例えばその施設の利用率、民宿ではないのだから

ら3食の食事と洗濯ぐらいは自分で何とかするという話であれば、価格設定は分からないが民宿でも使っていない部屋を有効に使えて安くてもいいよと。

浅沼委員：産業を乗り越えて組み合わせないと、そういう就業体験の場を作るのは難しい。お互いにメリットはでてくるが。

吉田課長：一つの一次産業だけで島で生活していくのは大変。いい時期は漁師をやって駄目な時はアシタバを採っていることもあるわけだから。呼び込むためにはこういう仕事があって求人があると、先に求人を見つけてもらってからこっちに来てもらう。

浅沼委員：その段取りを上手く組んで。12ヶ月のスケジュールだけ常にあって、いつ行くかなど。

吉田課長：例えば宿泊料を村が出すとしても、それぐらいの経済効果は村にあるのでは。もしかしたらいる間にどこかに住み着き、就職してしまうこともあるかもしれない。期間は限定して。そうじゃないと農業に関しては永久に受け入れが難しい。大農園でもあって体験できれば別だが、ないので。その施設にいて農家でちょっと働いてみませんか、ただし1日働いても千円〜2千円で給料は出せませんと。でも住むところがただであれば食事代だけでいいのでは。

菊地（直）委員：それは労働基準法に引っかかる。

浅沼委員：労働として認めなければいい。

吉田課長：正規に雇用しているわけではないので、お手伝いとしてやってみなければどうぞと。そんなことを言えば漁師も同じこと。研修と言っているだけで何も雇用契約は結んでいないでしょ？

谷会長：雇用契約は漁協と結んで保険にも入っている。

浅沼委員：そのくらい考えないと雇用と人材とを上手くはめて回していくのは難しいかもしれない。

吉田課長：制度を超えたことをやらないと。制度でやると農業は結構だがではどこでやるの？という話になる。

浅沼委員：商業・サービス業は繁忙期も夏の期間と決まっているし。

谷会長：そういうのを企画して、箱物は借りたりして住んでもらって、というのは手続き等踏めばできるのであろうと。ソフト面ではできるが、逆にハード面に対しての部分はどうか。例えば新鮮な魚介類の提供で、それを我々が企画して自分たちで器を作らないと、これは口出しできる問題なのか。方法や切り口を変えていかないと。話は変わるが、三池とここぼーとで移動販売しているのは観光協会？

吉田課長：観光協会がお土産を販売している。

谷会長：その規模をもっと拡大して「一緒に」という感覚で販売するのが一番安易では。

沖山委員：飛行機で送れるくらいだし。1箱作るのを3箱作ればいいだけで。空港まで持っていくついでに三池まで持っていけばいい。誰でもできる。

谷会長：移動販売の現状はどうなっているのか。

吉田課長：観光協会が車で港まで来ている。乾物とか。

沖山委員：生ものは許可がいるから販売できない。

菊池委員：保健所の許可がいる。手洗い場の許可とか。それを白でやるかグレーでやるか。

谷会長：魚を扱うから白でやりたい。

菊池委員：そうなると設備的に…。

吉田課長：魚など仕入れはいくらでもできるのだから車があればいい。例えばそういう事業をやりたいので車の購入をお願いする、とか。

小島委員：事業者が初期投資しづらいから…でもお願いして買ってくれるかどうか。

吉田課長：漁協と漁民や農家の売上げが伸びて、お土産も港で買えるというのは悪い話ではない。それなら補助も出せるのでは。

菊池委員：調べてみる。

浅沼委員：結局は運営者の方が問題。やりたい人がいればそれでいいが。

菊池委員：売り手が対応できるかという話にもなってくる。

沖山委員：今の状態ではみっともない。

谷会長：「仕事」に関して、次の会議でも産業担当の職員に話を聞きつつ1時間ほど引き続き話したい。委員と職員はなしと考えるので、係長を。

小島委員：地産地消はいらないと思うが。

谷会長：新鮮な魚介類の提供のところでまとまるから一緒でいい。

小島委員：特産品開発は既にウマカカ棒とか商工会がやっている。それ以外にまた作るのか？

吉田課長：売っていないので。昔も三宅の売れない魚を身にして送って、アシタバ味とかタマネギ味とかのかまぼこを作った。お魚センターにも置いて島から帰る人はつまみにと結構売れた。悲しかったのは観光協会に全民宿の朝のメニューで使ってと言ったが入れてくれなかった。今つてがあるか分からないが、かまぼこは三宅で3枚に下ろして身だけ送ればいい。タラが安いのでトビを使ってといっても無理。

小島委員：販路までを見越して入れておくと…

谷会長：昔、漁協が売り上げていた時は加工品だった。加工品にすれば相当売れるようだ。

吉田課長：前はあったのだから、何か土産物になるようなものがあったもいいのでは。

谷会長：今回は最初の1時間で仕事の話をもとめて、産業の方ともすり合わせをして。その辺を加味しながらインターン施設の話を含めて話していく。タブレットの話になるが、皆さんに用意してもらっても事務局の方で頑張ってもらわないと駄目だということが判明した。資料がタブレットの中に入っていれば、今話したことが全部そのまま書き入れられる。

吉田課長：紙でいいのでは。やったからといってなんの意味があるのか。

谷会長：やはりその方が全然やりやすい。前日に資料を配るなんて駄目。

吉田課長：事前に配信すればいいだけでは。

谷会長：事前配信は当然だが、タブレットに入れてもって来れないと。

小島委員：事務局はタブレットではなく、ノートパソコンでいい。

谷会長：紙の資料もなくなるし、変更されたところがオンタイムで書き換えられる。

吉田課長：それこそ都議会でも速記でやっているのに、みんながだーと話しているのをやるのは無理かと。話している内容は相当ダブっているのだから、それを整理して要約し

ないと駄目だし、正しい内容にはならない。

谷会長：あった方が使いやすいと思うが。

浅沼委員：どっちにしてもペーパーレスにした方がいい。

菊地（直）委員：随時編集していくのは、かなりパソコンに長けていないと。

谷会長：そもそも資料をもって来ない人もいてそのために導入しようという話になったわけで。それを今更オンタイムでできないからやめましょうというのではない。

菊地（直）委員：オンタイム編集をするかしないかの話をしていたのでは。

谷会長：オンタイム編集でなくても別にいい。

菊地（直）委員：とりあえず資料等はすべてタブレットでこなすと。

谷会長：その方が楽だと思うが。

沖山委員：あとは先駆けてやってみようかというところもある。試験的に導入して、不都合があれば戻せばいい。とりあえずやってみようということで。

谷会長：事務局がそれを勉強して、パソコンで内容が見られれば毎回毎回紙を使わなくて済む。その場でなくとも後で変わったところだけ更新していけば。

小島委員：事前のデータを送ってもらい、タブレットに入れさえすれば見られるわけで。それは最低限やってもらって。

吉田課長：そうすれば何も持ってこなくてすむ。編集するのは無理なので。先駆けてそういう会議にしていくのはいいのでは。

谷会長：次回も今回と同じように事前メール送付で。

菊地（直）委員：オンタイムで更新をしないなら、ここにワイファイが飛んでいる必要はなくなる。

谷会長：第一段階としてそれをやる。ネット環境が家にはない人は、その会議前に事務局に持ってデータでも資料を貰う。タブレットがない場合は紙。次回の会議3日前ぐらいに資料を送信するので、タブレットに入れてもってくると。

吉田課長：希望すれば当日紙ベースで資料を提供する。

谷会長：とりあえず次回はそれで。不便な点は徐々に改善していくということで。

## 5. 次回会議について

谷会長：次回開催は6月24日（火）午後2時から3階会議室にて。